

IASB 公開草案「会計方針の変更（IAS 第 8 号の修正案）」に対するコメント

国際会計基準審議会（IASB）は、IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定に起因する任意の会計方針の変更を容易にするための改訂を提案する標記公開草案を 2018 年 3 月 27 日に公表した。

経理委員会は、本修正案の基本的な方向性は支持するものの、遡及適用の影響を算定するコストと利用者の便益の比較、アジェンダ決定に基づくもの以外の会計方針の変更についてコメントすると共に、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更の適用時期を扱うための IAS 第 8 号の修正はしないという IASB の結論に同意する旨の意見を取りまとめ、2018 年 6 月 29 日、IASB に提出した。

政一発 第 47 号
2018 年 6 月 29 日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

IASB 公開草案「会計方針の変更（IAS 第 8 号の修正案）」に対する意見提出の件

以下は、国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「会計方針の変更（IAS 第 8 号の修正案）」に対する一般社団法人日本貿易会経理委員会のコメントである。一般社団法人日本貿易会は、日本の貿易商社及び貿易団体を中心とする貿易業界団体であり、経理委員会は、同会において本邦会計基準及び国際会計基準への対応を主な活動内容の一つとしている。（末尾に当会の参加会社を記載。）

【質問 1】

当審議会は、IFRS 解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更について、新しい閾値を導入するために IAS 第 8 号を修正することを提案している。提案している閾値には、新しい会計方針を遡及適用することで期待される財務諸表利用者への便益と、企業が遡及適用の影響を算定することのコストの考慮が含まれる。

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、修正案の中で賛成又は反対する特定の側面があるか。提案する代替案があれば、理由とともに説明されたい。

本修正案は、アジェンダ決定に基づく会計方針の任意の変更を行う際の財務諸表作成者の負担を軽減するものであり、基本的な方向性は支持するが、以下の点について個別にコメント申し上げる。

(1) 遡及適用の影響を算定するコストと利用者の便益の比較について

提案された公開草案に基づく、遡及適用の影響を算定するコストが利用者の便益を上回る時点を検討する必要があるが、斯かる時点を特定することは実務的に困難である。従い、財務諸表の信頼性や目的適合性を高めるために行われる会計方針の変更が妨げられることのないよう、多くの新基準において設けられる経過措置と同様に、比較年度期首以前に遡ることはコストと便益の比較なしに不要とすべきである。

仮にコストと便益の比較なしに遡及適用不要とすることが認められないとしても、斯かる比較に際しては、何らかの定量的情報を示さない限り、過去まで遡及して適用することを迫られるといったことのないよう、定性面でも判断可能な規定にすべきであると考える。

(2) アジェンダ決定に基づくもの以外の会計方針の変更について

アジェンダ決定は、特定の事項を基準設定アジェンダに追加しない論拠を説明する IFRS 解釈指針委員会が公表する決定であり、強制力のある要求事項を有しない教育的な位置づけであると理解している。アジェンダ決定は、提出者による様々な前提条件のもとでの結論であることから、アジェンダ決定が直ちに同種の取引関係を有する企業の会計方針変更につながるものではなく、アジェンダ決定をうけて、各企業における取引関係の精査を踏まえて初めて会計方針の変更につながる可能性があるものと理解している。

この点、今回の修正案は、アジェンダ決定に基づく任意の会計方針の変更に限定した取扱いを定める内容となっているが、アジェンダ決定の位置づけが上述の通りであることを踏まえると、アジェンダ決定のみを例外扱いする理由は乏しいと考えられる。

また、アジェンダ決定以外の理由による任意の会計方針の変更も、信頼性や目的適合性を高めるために行われるものであり (IAS8.14(b))、利用者にとって財務諸表の有用性を向上させるという点では相違がない。これらを踏まえると、「遡及適用の影響を算定するコストが利用者の便益を上回る限りは遡及適用不要とする」という今回の提案は、アジェンダ決定に基づく任意の会計方針の変更に限定することなく、企業が会計方針を変更する際の包括的なガイダンスとすべきである。具体的には、経過措置の定めのない新基準の適用時に会計方針を変更する場合や、アジェンダ決定に依らずに会計方針を任意に変更する場合にも、今回の提案内容が適用されるようにし、遡及適用の影響を算定するコストが利用者の便益を上回る限りにおいては、遡及適用不要とすべきである。

【質問 2】

当審議会は、IFRS 解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定により生じる会計方針の変更の適用時期を扱うための IAS 第 8 号の修正はしないことを決定した。修正案に関する結論の根拠の BC18 項から BC22 項は、この点についての当審議会の検討事項を示している。

BC18 項から BC22 項に示した説明が、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更を企業が適用するのに役立つと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、また、その理由は何か。BC20 項に示した当審議会が検討した代替案のいずれかを提案するか。提案する理由又は提案しない理由は何か。

アジェンダ決定に含まれる考え方は、現行 IFRS に基づくものであり、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更の適用時期を扱うための IAS 第 8 号の修正はしないという IASB の結論に同意する。

また、BC18 項から BC22 項では、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更は、アジェンダ決定のタイミングによっては当事業年度からの適用を期待するのは一般的に不合理であるという見解を示しつつ、規制等によっては当事業年度からの適用が期待される場合もあると示されており、各企業の実態に則した適用時期の判断が可能であることを示した当該条項は、判断時において参考となり、有用な事項である。

以 上

一般社団法人日本貿易会

〒105-6106

東京都港区浜松町 2-4-1

世界貿易センタービル 6 階

URL <http://www.jftc.or.jp/>

経理委員会委員会社

CBC 株式会社

蝶理株式会社

阪和興業株式会社

株式会社日立ハイテクノロジーズ

稲畑産業株式会社

伊藤忠商事株式会社

岩谷産業株式会社

JFE 商事株式会社

兼松株式会社

興和株式会社

丸紅株式会社

三菱商事株式会社

三井物産株式会社

長瀬産業株式会社

日鉄住金物産株式会社

野村貿易株式会社

神栄株式会社

双日株式会社

住友商事株式会社

豊田通商株式会社

ユアサ商事株式会社